

《令和7年度》都市計画税の使途について

都市計画税は、地方税法第702条及び下野市都市計画税条例に基づき、都市計画事業や土地
区画整理事業に要する費用に充てるための目的税となっています。

令和7年度の都市計画税は、これまで実施してきた土地区画整理事業や都市計画事業のため
に借り入れた地方債の償還金のほか、下水道事業会計負担金、仁良川地区土地区画整理事業費
などの市街化区域内の整備に充当しています。

【 都市計画税充当事業一覧 】 (単位：千円)

予算科目			事業名	令和7年度 予算額	財 源 内 訳					
款	項	目			国 県 支出金	地方債	そ の 他		一般財源	
							負担金・使用料・ 基金繰入金など	都市計画税		
								構成比 (%)		
8	2	1	市道維持管理事業	299,177			95,968	53,568	10.8	149,641
8	4	2	仁良川地区土地地区画整理 事業特別会計繰出金	235,633			4	72,416	14.6	163,213
8	4	3	下水道事業会計負担金	406,644				95,232	19.2	311,412
8	4	4	公園施設維持管理事業	217,303			2,303	63,488	12.8	151,512
12	1	1	市債元金償還費	2,997,000			1,105,018	211,296	42.6	1,680,686
合 計				4,155,757			1,203,293	496,000	100.0	2,456,464

※下水道事業会計負担金の予算額については、公共下水道事業のみを計上しています。